四十六　指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る施設基準
イ　常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。
ロ　看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
ハ　看取りに関する職員研修を行っていること。
ニ　看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。
四十七　指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注4に係る施設基準
一月当たり実利用者数が二十人以下の指定居宅介護支援事業所であること。
四十八　指定介護福祉施設サービスの施設基準
イ　介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
(1)　入所定員が三十一人以上であること。
(2)　介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号及び第五十二号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
(3)　通所介護費等の算定方法第十二号ロに規定する基準に該当していないこと。
ロ　小規模介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
(1)　入所定員が三十人であること。
(2)　イ(2)及び(3)に該当するものであること。
ハ　ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
(1)　入居定員が三十一人以上であること。
(2)　介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
(3)　通所介護費等の算定方法第十二号ハに規定する基準に該当していないこと。
ニ　ユニット型小規模介護福祉施設サービス費又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
(1)　入居定員が三十人であること。
(2)　ハ(2)及び(3)に該当するものであること。
四十九　指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
イ　介護福祉施設サービス費(I)、小規模介護福祉施設サービス費(I)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニット（指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号に掲げる居室をいう。ロ及びハにおいて同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。
ロ　介護福祉施設サービス費(II)、小規模介護福祉施設サービス費(II)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
平成二十四年四月一日において現に存する指定介護老人福祉施設（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）において、ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。
ハ　介護福祉施設サービス費(III)、小規模介護福祉施設サービス費(III)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるもの（ロに該当するものを除く。）であること。
ニ　ユニット型介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。ホにおいて同じ。）（同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。
ホ　ユニット型介護福祉施設サービス費(II)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(II)、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限り、同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。
五十　指定介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準
第十四号の規定を準用する。
五十一　指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準
第四十二号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第十号」とあるのは、「第十二号」と読み替えるものとする。
五十二　指定介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準
イ　看護体制加算(I)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
(1)　入所定員が三十一人以上五十人以下であること。
(2)　常勤の看護師を一名以上配置していること。
(3)　通所介護費等の算定方法第十二号に規定する基準に該当していないこと。
ロ　看護体制加算(I)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
(1)　入所定員が三十人又は五十一人以上であること。
(2)　イ(2)及び(3)に該当するものであること。
ハ　看護体制加算(II)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
(1)　イ(1)に該当するものであること。
(2)　看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号ロに定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。
(3)　当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。
(4)　イ(3)に該当するものであること。